

給水装置工事指針 改正の要点

改正の理由	条 項（表図番号）	ページ	改 正 の 要 点
水道管布設工事ハンドブック との整合を図るため	第6条第1項	4	他の給水装置の離隔距離30センチメートルを「直管部」として明確化する。
	第6条第1項(4)	5	φ75以上の配水管からの分岐方式において、配水管が耐震管である場合は耐震型割T字管を使用するものとする。
	第6条第1項(6)	5	配水支管における切取工法の工法を追加する。
	第6条第2項	5	配水管からの分岐工法に防食対策を追記する。
	第6条第3項、4項	5	配水管からの分岐工法に割T字管を追記する。
	第8条(3)	6	φ75以上の配水管からの分岐方式において、メーター下流側の止水をソフトシール仕切弁とする。
	第6条第1項(5)	5	給水管が分岐可能となる配水管の口径を300ミリメートル以下とする。
	別表第19、20、21	39	配水管及び給水装置にかかる記号を改正。
	別表第22,23,24	42	給水装置記号の変更等に伴い標準図を改正。
指針の修正	第7条第4項	5	有機溶剤を取り扱う事業所等での給水取出管の管種を変更する。

給水装置工事指針改正一覧

ページ数	条 項	改 正 前	改 正 後
＜条文＞			
4	第6条第1項	給水装置の分岐点から30センチメートル以上	給水装置や継手等との直管部の離隔が30センチメートル以上
5	第6条第1項(4)	300ミリメートル以下の配水管から75ミリメートル以上の給水取出管を分岐する場合は、耐震型割T字管を使用する。	300ミリメートル以下の配水管から76ミリメートル以上の給水取出管を分岐する場合は、割T字管を使用する。ただし、配水管が耐震管の場合は耐震型割T字管を使用する。
5	第6条第1項(5)	(新規)	(追加)給水管の分岐は原則300ミリメートル以下の配水管から行う。
5	第6条第1項(6)	(新規)	(追加)切取工法は、管材長500ミリメートル以上、かつ継手間の距離300ミリメートル以上とする。
5	第6条第2項	ダクタイル鋳鉄管からの分岐は、穿孔箇所に密着型コアを挿入すること。	ダクタイル鋳鉄管からの分岐は、サドル分水栓を使用した場合は穿孔箇所に密着型コアを挿入し、割T字管を使用した場合は防食コアを使用すること。
5	第6条第3項	配水管等からサドル分水栓又は耐震型割T字管を使用して分岐する場合は、放水しながら穿孔すること。	配水管等からサドル分水栓又は割T字管等を使用して分岐する場合は、放水しながら穿孔すること。
5	第6条第4項	配水管等から分岐する場合は、サドル分水栓又は耐震型割T字管の給水管取付け口を横取りとし、その給水取出管は配水管等と水平に布設し、曲がり配管の必要箇所には曲管を使用すること。	配水管等から分岐する場合は、サドル分水栓又は割T字管等の給水管取付け口を横取りとし、その給水取出管は配水管等と水平に布設し、曲がり配管の必要箇所には曲管を使用すること。
6	第7条第4項	ガソリンスタンド、車両工場、化学工場等で灯油、ガソリンなど有機溶剤を取り扱う箇所の給水取出管は、第1項の規定にかかわらず耐衝撃性硬質塩化ビニル管を使用するものとする。	ガソリンスタンド、車両工場、化学工場等で灯油、ガソリンなど有機溶剤を取り扱う箇所の給水取出管は、第1項の規定にかかわらず硬質塩化ビニルライニング鋼管を使用するものとする。
6	第8条(2)	仕切弁	ソフトシール仕切弁
6	第8条(3)	水道メーターの口径が50ミリメートル以上の場合は、水道メーターの上流側に仕切弁を設置し、下流側に落としコマ式ストップバルブ又はゲートバルブを設置すること。	水道メーターの口径が50ミリメートル以上の場合は、水道メーターの上流側にソフトシール仕切弁を設置し、下流側に口径50ミリメートルの場合は落としコマ式ストップバルブ、口径75ミリメートル以上の場合はソフトシール仕切弁を設置すること。
＜添付資料＞			
ページ数	条項	標 題	改正内容
39	別表第19	配水管等の記号(平面図用)	配水管等の記号(平面図用) (修正) 仕切弁等の表記や記号の修正
40	別図第20	給水装置記号(平面図用)	給水装置記号(平面図用) (追加) 管種別表示記号 (修正) 仕切弁等の表記や記号の修正
41	別図第21	給水装置記号(立面図用)	給水装置記号(立面図用) 記号の追加と修正
42～57	別図第22	給水取出管標準図(単独分岐)	記号の追加と修正 φ75以上のメーター下流側にソフトシール設置を行う。
58～66	別表第23	給水取出管標準図(集中分岐)	記号の追加と修正 φ75以上のメーター下流側にソフトシール設置を行う。
67～71	別表第24	配水管分岐標準図	記号の追加と修正